



「職場における熱中症防止のためのガイドライン」のポイント

第1 目的

職場における熱中症防止のために熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を示すことにより、事業者がその業種・業態に応じて適切に選択して取り組むよう促すことを通じて、職場における熱中症防止を図ることを目的としています。事業者は、第2に基づき熱中症によるリスクを把握・評価した上で、その結果に基づき実施することが適切な対策を第3から選択して実施することが必要です。

第2 熱中症リスクの評価

1 有害性の要因の特定

- 職場において熱中症リスクとなり得る暑熱に関する有害性を特定
有害性としては、①高温・多湿な作業環境、②連続作業、③通気性や透湿性の低い衣服・保護具、④身体作業負荷の大きい作業が挙げられる。

2 湿球黒球温度の値（WBGT 値）の把握

- JIS B 7922 等に適合した WBGT 指数計で実測

第3 熱中症リスクに応じた措置

1 労働衛生管理体制の確立等

衛生委員会等を活用し、労働者の理解と協力を得つつ労使で話し合い、その内容を労働者に対して周知することが重要。

- 各種管理者等の選任と役割 ⇒ 衛生管理者等を中心に熱中症防止対策を検討。
- 作業手順・作業計画の策定
- 報告体制の整備及び手順等の作成並びに周知



2 作業環境管理

- WBGT 値の低減
⇒ 発熱体との間に遮へい物の設置、簡易な屋根等の設置等。
- 休憩場所の整備等
⇒ 休憩の設備はできる限り作業従事者が速やかに利用できる場所に設置することが望ましい。



3 作業管理

- 作業時間の短縮等 ⇒ 作業の休止時間や休憩時間の確保。
- 暑熱順化 ⇒ 計画的に暑熱順化期間を設ける。
- 服装による身体冷却 透湿性 ⇒ 通気性の良い服や身体を冷却する機能を持つ服の着用。
- 水分及び塩分の摂取 ⇒ 水分及び塩分の作業前後の摂取と作業中の定期的な摂取。
- プレクーリング ⇒ 作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑制。
- 作業中の巡視 ⇒ 高温多湿作業場所での作業中は巡視を頻繁に行い、健康状態を確認。
- 業種・作業別の対応例の作成



3 熱中症リスクの評価・検討

- 熱中症リスクの評価
 - ⇒ WBGT 値に、身体作業強度等の補正を行い、熱中症リスクを見積る。
 - ⇒ WBGT 基準値を超える場合は WBGT 値の低減等の熱中症予防対策を実施。
- 熱中症リスクの低減のための措置の検討
 - ⇒ 作業場所の WBGT 値の低減を検討（作業環境管理）。
 - ⇒ 事業場の実情を踏まえて作業管理。
 - ⇒ 高齢者、熱中症発症リスクに影響を与える疾病や障がいを持つ作業従事者に対しては、作業時間の短縮等を検討。



4 健康管理

- 健康診断結果に基づく対応
- 日常の健康管理等
- 作業従事者の健康状態及び暑熱順化の状況等の確認
 - ⇒ 作業開始前に、当日の体調に普段と異なる変化がないか、睡眠不足がないかなど、声かけ。

5 労働衛生教育

簡単な教材でも繰り返し参照することが望ましい。

- 熱中症予防管理者労働衛生教育
- 職長等向け教育
- 作業従事者向け教育

6 異常時の措置

熱中症を疑わせる症状が現れた場合は、一旦、作業を離れ、救急処置として涼しい場所で身体を冷やし、水分及び塩分の摂取等を行うこと。

第4 関係作業員に周知していただきたい図表等

- 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値
- 衣類の組合せにより WBGT 値に加えるべき着衣補正值（℃-WBGT）
- 熱中症の症状と分類
- 熱中症による健康障害発生時の対応計画
- 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病の特徴等



その他の重要な事項

- 熱中症の症状の重篤化を防止するためには、熱中症が生じた疑いのある者について、早期の作業離脱や身体冷却、必要に応じ、医師の診察等を受けさせるための医療機関への搬送を迅速かつ的確に行うこと。
- 作業員に熱中症が生じたことが疑われる場合には、WBGT 値や作業時間等にかかわらず、作成した手順を踏まえ、適切に対処すること。

参考資料・関連サイトなど

【参考資料】令和8年3月18日付け基発 0318 第1号「職場における熱中症防止対策のためのガイドライン」の策定について」

【関連サイト】



厚生労働省 HP
職場における熱中症
予防情報



厚生労働省 HP
STOP! 熱中症 クール
ワークキャンペーン



長野労働局 HP
熱中症予防対策サイト

